

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年5月16日（火）14:42～14:49
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

<関係省庁>

近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室長
伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
福田 修 内閣府地方創生推進事務局

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 フィンテック分野などにおける外国人材の受け入れ促進
 - 3 閉会
-

○事務局 お待たせいたしました。法務省の入国管理局に来ていただいております。内容は「フィンテック分野などにおける外国人材の受け入れ促進」でお越しいただいております。まずは御意見等を伺いながら、議論をさせていただきたいと思います。

それでは、八田座長、お願ひいたします。

○八田座長 今日はお越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、これについて御説明をお願いいたします。

○近江室長 「フィンテック分野などにおける外国人材の受け入れ促進」ということで、今回、私どものほうで意見を出させていただいた部分について御説明申し上げます。

特区で創業活動を行うためには創業活動計画書の作成が前提になっておりますけれども、その計画書を作成するまでの色々な支援ということで、このフィンテック分野における外国人材の受け入れ推進ができないかというところだと思います。消させていただいたのは、私どもとしては当然、創業活動計画書の作成に至るまでの、例えば私どものできることと

いうことでは期間内の。

○八田座長 3ページですね。そちらが最後の案になります。

○近江室長 失礼いたしました。それが今回の修文案です。

意見を出させていただきまして、まず、一つ目のパラグラフでございますけれども、そこで創業活動計画書の作成に至るまでの期間ということで、これについては入国管理局のほうでの対応になるかと思うのですけれども、フィンテック分野における外国人材受入れを推進するためには、計画書の作成に至るまでの期間の延長のみならず、その他、自治体などでのこういう起業家の方々への支援や、活動計画書を作成するに当たっては資金の流れなど、また、事業所の設置について、この計画書に書かなければいけないというところも非常に高いハードルになっているというような御意見も頂戴しておりますので、そういう部分の支援もひっくるめて、全体として行うというところで、創業活動を行うための対応のあり方というところでまとめさせていただいております。期間につきましても、早急にということですが、今申し上げたような総合的な対応が必要かと思いますので、本年中に結論ということで書かせていただいてございます。

次に、二つ目でございますけれども、高度人材ポイント制。ここは文言の訂正でございますが、最後の帯同要件などのあり方についての検討も早急ということで御意見をいただきましたが、本年中ということで書かせていただいております。高度人材ポイント制における親や家事使用人の帯同要件のあり方につきましては、フィンテック分野というところでの検討もあると思いますが、横の、右側の修正意見にも書かせていただきましたように、ポイント制全体の優遇措置の考え方につながるものでありますので、全体として見直す、それから特区として見直す、また、フィンテック分野として見直すというところの、色々な側面があるかと思いますので、少しお時間をいただきまして本年中というところで修正を入れさせていただいております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

先生、何か御意見がありましたらお願ひします。

○本間委員 検討の具体的な内容と言いますか、どういう点が論点あるいは問題としてあるから時間が必要なのか、そのあたりをもう少し御説明ください。

○近江室長 はい。まず、上の1番目のほうでございますけれども、今、起業活動計画書を提出いただきまして、そこから創業人材として特区のほうに認められる形になるのですが、その前の段階としては、今はおそらく通常の方々は短期滞在という90日の資格で色々な起業の準備をされたりして、創業活動計画書の作成まで至るというような状況になられているかと思うのですが、その前の期間を長くすることになりますと、何らかの他の在留資格を充てるとか、色々、在留資格の充て方を検討しなければいけないことがありますので、結論を得るに当たっては、やはり一定期間の時間が要るという形になろうかと思いまして、在留資格の制度のどこにどう当てはめるかなども、もしもやるにして

も、そういうところの細かい検討が必要になってきますので、時間がかかるという形でお願いしたいと思います。

後段のほうの帶同要件につきましても、帶同要件の、例えば年収要件などの見直しというところが入ってくるかと思うのですが、そういう、元々の帶同の要件を見直すとともに、あとはその範囲です。フィンテックだけに限ってやっていくのかというところも含めて、多層な検討が必要になってきますので、年内の時間をいただければと考えております。

以上でございます。

○本間委員 ということは、場合によってはフィンテックだけでなく、特区というよりはむしろ一般的な規制改革という検討もされているということですね。

○近江室長 検討も、全体の優遇措置というのはポイント制が非常に重要な、根幹にかかわってくるところですので、そういうところも整理をしながらやっていかなければいけないと思いますので、フィンテックだけということでなく、視野を広くして、総合的な検討をして、できる、できない、ということを考えたいと思っております。

○本間委員 そうすると、フィンテックに限って特区的に試みとしてやるといったことも検討のうちにに入っているのですか。

○近江室長 それもまだ、検討は今からでございますので、そういう観点も踏まえて検討していきたいと思っております。

○八田座長 事務局から何か御質問はありますか。

○藤原審議官 両方に関してよろしいですか。

○八田座長 結構です。

○藤原審議官 正確性を期していただくために帶同要件のところに色々言葉を加えていただく。ポイント制においてとか、そういうところはより正確に記載していただくという意味ではよろしいかと思います。あとは創業活動計画書の作成に係るとか、このあたりは提案者である東京都がかなり具体的におっしゃっていた話ですけれども、いずれにしてもこの対応のあり方について、今すぐに何か措置ができるという話ではないので、事務局としてはこういう、表現で記載していただくということについては大変評価をさせていただきたいと思います。あとはスピード感については先生方の感じも含めて、できるだけ急いでいただきたい、当初の原案よりは大分前向きになっていましたので、そういう意味では大変評価をさせていただいているところでございます。

○八田座長 文章をこのようにしても、さらに急げるものは是非急いでいただきたいと思います。

○近江室長 至急、検討を進めたいと思います。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。

○近江室長 どうもありがとうございました。